

## パブリック・コメント手続（意見募集）結果

横須賀市男女共同参画推進条例の改正（案）

平成31年（2019年）2月1日

横須賀市男女共同参画審議会

問い合わせ先：市民部 人権・男女共同参画課  
電話 046-822-8228（直通）

「横須賀市男女共同参画推進条例の改正（案）」に対するパブリック・コメント  
 手続の結果について

1 意見募集期間

平成30年（2018年）10月22日（月）から11月12日（月）まで

2 意見の提出者数と意見件数

5人の方から11件の意見提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人数
直接持ち込み	0人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	5人
合計	5人

■ 項目別の件数

項目名	件数
前文	3件
定義	2件
男女共同参画審議会	1件
責務	2件
その他	3件
合計	11件

3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

前文

No.	意見の概要	考え方
1	(P.3) 前文について、世界人権宣言で強調されている「自由権」と「社会権」を含めて欲しい。社会権は含まれているように見受けられるので、例えば「すべての人が生きる喜び、自由、そして責任を分かち合い」とするのはいかがか。	世界人権宣言では、第2条第1項において、「自由権」「社会権」を含む「すべての権利と自由とを享有することができる」と定めています。 男女共同参画と多様な性の尊重をうたった本条例についても、宣言の趣旨に沿ったものと考えますが、「自由」との文言を入れたほうが、より明確にその趣旨が伝わると判断しました。ご意見を参考に修正します。

No.	意見の概要	考え方
2	<p>(P.3) 前文の「差別や偏見の解消」について、男女共同参画推進条例からはその文言は抜かないで欲しい。</p> <p>人権施策推進会議を傍聴させていただいたが、市長へのパートナーシップ制度についての答申の文章から「差別や偏見の解消」の文字がなくなる方向になっていた。前向きなメッセージにしたいという気持ちも理解できる部分もあるが、実際パートナーシップが結べないことそのものが差別や偏見の結果とも言えると思う。</p> <p>差別や偏見により、「生きづらさ」を生んでいるという現状があることが理解でき、「条例」として取り組んでいくことを記載していただきたいと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、「差別や偏見の解消」の文言を残し、その重要性を深く認識しながら、解決・実現に向けた取り組みを進めていくことを前文において宣言したいと考えています。</p>
3	<p>(P.3) 前文の「性別を男女軸だけで考えることを当然視してきた社会に対する、生き難さを抱えてきた当事者」について、「性別を男女軸だけで考えることを当然視してきた社会から不平等な扱いを受け権利を奪われている当事者」といった文章に変えてほしい。</p> <p>今なお、性的自認（見た目）を理由に就きたい職業に就けない当事者や性的指向のアウトティングを苦しむ自殺する若者がいる。それらは、生き難さというレベルではなく生きるか死ぬかの状態、職業選択の自由を実質的にはく奪されている状態と言えるため。</p>	<p>ご意見のとおり、当事者が置かれている耐え難い現状についての認識は共有していますが、当事者の現状を表し、今回の条例改正の背景、考え方、決意を示す前文にふさわしい象徴的な言葉として「生き難さ」という言葉を用いたいと考えています。</p>

## 定義

No.	意見の概要	考え方
4	<p>(P.5) 「性別」の定義について、「生物学的な性別（雌雄の区分・セックス）」と記載があるが、DSD（性分化疾患）あるいは IS（インターセックス）に該当する生物学的もしくは医学的に雌雄あるいは男女に区分できない方々がいる。</p> <p>彼らの存在が考慮されていないものに見えるので、例えば「雌雄の区分」という言葉を削除するなど、考慮されたものに改善いただけないか。</p> <p>男女のどちらかで生きることを望む者もいれば、望まない者もいる。DSDの方々も自分の生き方を自ら選択することを尊重する条例となることを望む。</p>	<p>生物学的な雌雄いずれかにはっきり区別できない方々がいらっしやることに配慮し、ご意見のとおり「雌雄の区分・セックス」を削除いたします。</p> <p>また、性別に違和を抱えて苦しんでいる人たちが、性別の定義から漏れないよう、表現について再検討し、「身体の性的特徴とその特徴をもとに指定された男女の性別（戸籍上の性別）、及びそれに対する社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）を示す概念」と修正したいと考えています。</p>
5	<p>(P.5) 定義に「性表現」を追加し、「性別等」に含めていただきたい。</p> <p>性別に違和感がある人は、ホルモン療法、性別適合手術により身体を治療するものだという先入観の強い社会だが、必ずしも治療を行うわけではない。性別への違和感の軽減を目的に、異性装を行う人々がいるが、彼らは一見して女装者や男装者と見分けがつかないこともあり、その偏見に苦しんでいる。</p> <p>また、性別に違和感がなくとも、性表現が割りあてられたジェンダーと異なる立場の性表現を行う方々もいる。ジェンダーバイアスに対する反抗の表現手段として、目立つ女性装をするドラァグクイーンという人々が関係するものや目立つ格好でなくとも、性別役割の押し</p>	<p>いただいたご意見をもとに、性別に違和感を抱えて苦しんでいる人たちが性別の定義から漏れないような表現について、再検討いたしました。</p> <p>性別の定義については、「身体の性的特徴とその特徴をもとに指定された男女の性別（戸籍上の性別）、及びそれに対する社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）を示す概念」と示したうえで、性自認、性的指向と併せて、人間の「性別」を構成する要素として定義したいと考えています。</p> <p>ご意見のとおり、「性表現」についても、多様な性のなかの、重要な性のありようのひとつとして認識していますが、この度の条例改正におきましては、個別の定義づけではなく、「性別等」のなか</p>

	<p>つけに対して否定的立場を表現するために、男装や女装が行われることもある。</p> <p>近年では、SOGI (Sexual orientation, Gender identity; 性的自認、性的指向; ソジ、ソギ) に対して E (gender Expression) を足し、SOGIE (ソジイー、ソギイー) と記載されることも増えている。そういった点からも、性表現を尊重するという観点への注目度は上がっている。彼らのスタンスも尊重する条例となることを望む。</p>	<p>に含ませていただきたいと考えています。</p> <p>なお、性表現を尊重するという観点につきましては、今後の条例改正の周知の際などを通じて表していきたいと考えています。</p>
--	--	---

### 男女共同参画審議会

No.	意見の概要	考え方
6	<p>(P. 15) 男女共同参画審議会について、審議会における男女比率の規定は、比率規定を導入した当初の目的を達成したという認識でよろしいか。</p> <p>また、現在、行政管理課が管理している各審議会等の女性委員比率（3割以上）の取り組みが後退する恐れがあるが、これもやむを得ないという理解でよろしいか。</p>	<p>男女共同参画審議会における比率規定については、十分に達成していると認識しています。</p> <p>そして、他の審議会等においても同様の改定が波及することを期待しています。</p> <p>また、今回の条例改正にあたっては、現行の男女二元論という考え方の是非についても検討し、他の条文同様、性の多様性に考慮した条文としました。</p>

## 責務

No.	意見の概要	考え方
7	<p>(P. 18) 条例改正素案（審議会案）イメージにおいて、第5条「市民の責務」については「～ねばならない」だが、第6条「教育関係者の責務」については「～努めるものとする」となっている。努力義務か否かの違いなのか。</p> <p>持つ意味や受ける印象が大きく違うと感じる、明確に両者の立場と責務に違いがあるのかどうか説明があったら良いと思う。</p>	<p>ご意見をいただきましたのは、骨子案を反映させた場合の改正素案（審議会案）イメージとなりますので、市が条例改正案作成の際の参考となるよう、伝えさせていただきます。</p>
8	<p>(P. 11) 事業者等の責務において、「戸籍上の性別」という言葉が出てくるが、それだけではなく、性的指向、性自認も含まれると思う。</p> <p>「性別等」にまとめるか、もしくは「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」の方がより適切ではないか。</p>	<p>事業者等の責務として、性別等による差別的な取扱いをしないよう示すとともに、その象徴的な一例として、就職面接時等の就労希望者に対する戸籍上の性別にとらわれない評価・採用の必要性についてうたっています。</p> <p>具体例を示すことで、より理解を深める効果が望めると考えています。</p>

## その他

No.	意見の概要	考え方
9	<p>条例全体を通して、「性別、性的指向、性自認等」という表現で固定されているが、「生物学的性別、社会的性別、性的指向、性自認等」のように、ジェンダーの部分についても明記した方がよいのではないか。</p> <p>「性別」の定義について、「生物学的な性別（雌雄の区分・セックス）『及びそれに対する』』という表現でジェンダーへの説明に続いているが、『また、それとは別に』の方が適切ではないか。</p> <p>『及びそれに対する』という表現は、決してイコールという意味ではないと思うが、イコールに近い意図を感じる。「生物学的性別＝社会的性別」とすると、「スカートをはきたくない＝男性」という解釈になってしまうが、女性でもファッションとしてスカートをはきたくないこともあり、決してそうではない。ジェンダーと、生まれた時に割り当てられた性別を繋げて表記すると、より狭い意図になってしまうので、別であるという表記の方がよいと思う。</p> <p>また、「性別」の定義の中に、生物学的性別と社会的性別を一緒に入れることに無理があるのではと感じる部分もある。社会的性別（ジェンダー）の定義の詳細も掲載するとより分かりやすいと思う。</p> <p>例) 社会や文化によって作り上げられた「男性とはこうあるべき」「女性とはこういうものだ」という概念</p>	<p>男女共同参画の分野において「性別」を考えると、社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）の問題を切り離すことはできないと考えています。</p> <p>また、性別に違和を抱えて苦しんでいる人たちが性別の定義から漏れないよう、表現について再検討し、「身体的特徴とその特徴をもとに指定された男女の性別（戸籍上の性別）、及びそれに対する社会的文化的に形成された性別（ジェンダー）を示す概念」と修正したいと考えています。</p> <p>性別の定義のなかでジェンダーを併せて定義づけ、象徴的に用いることによって、条例全体を通して、ジェンダー平等の重要性を示したいと考えています。</p>

10	<p>「ヘイト表現の禁止」といった概念を追加してほしい。</p> <p>地方自治体の関係者のみならず国会議員からもヘイト表現がされている。幸い、横須賀市では世の中を騒がせているようなレベルの話は聞かないが、もはや問題が起こってから対処すれば許されるという状況ではないと考える。</p> <p>表現の自由とのバランスが難しいと思うが、「過剰なヘイト表現」は許されざるものである。多様な性へのヘイト表現を禁ずる旨は、“基本的施策”、“基本的理念”、“性別等による人権侵害の禁止”、“可能であれば”目的”にも明記すべきと考える。</p>	<p>性別等による不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）については、看過することのできない、許されない行為だと考えていますが、表現の自由との兼ね合いや社会的に定義が定まっていないこと、条例全体の構成などを考慮すると、今回の条例改正案に具体的な文言として記載することは難しいと考えています。</p>
11	<p>条例全体を通して、条例名称について、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」とあるが、条例中では「男女共同参画」のみになっている。</p> <p>定義の中に「男女共同参画」とあるが、条文の一部を切り取って見た際に、「多様な性」の存在が薄くなっている印象がある。文章の長さなど表記上の事情があるのかもしれないが、「男女共同参画及び多様な性の尊重」が、明瞭にわかりやすくなればと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、今回の条例改正の趣旨が市民の皆さまに明瞭にわかりやすく示せるよう、定義及び条文全体を通して、「男女共同参画」の文言に「多様な性の尊重」についても併記するよう修正し、改めます。</p>